

## 【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

### (1) 審議概観

第145回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出18件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願10種類179件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案は、平成5年6月の両院本会議における地方分権推進決議を受けて平成7年5月に成立した地方分権推進法の規定するところに従い、地方分権推進委員会の第1次勧告から第4次勧告を踏まえて平成10年5月29日に閣議決定された地方分権推進計画（第1次）に基づき作成、提出されたものである。

その内容は、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、かつ、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、機関委任事務制度を廃止し、これに伴い地方公共団体の事務区分を自治事務と法定受託事務に再構成すること、国の関与について機関委任事務に係る包括的指揮監督権を廃止し、法定主義の原則、一般法主義の原則、公開・透明の原則を導入し、基本類型に従った必要最小限のものとする、権限委譲を推進すること、必置規制を整理合理化すること、また、自主的市町村合併の推進、地方議会の活性化並びに定数見直し、中核市の要件緩和、人口20万以上の特例市制度の創設等、地方公共団体の行政体制の整備確立等を行い、もって地方分権を推進しようとするもので、改正対象法律は地方自治法を初めとして合計475本に及ぶ。

なお、衆議院においては、国が本来果たすべき役割に係る等の事務である第1号法定受託事務の新設を抑制し、適宜適切な見直しを行うこと、地方社会保険事務局等の職員の処遇等について7年間の経過措置等を講ずること、地方税財源の充実確保の方途について経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、結果に基づいて必要な措置を講ずること等の修正が行われた。

内閣法の一部を改正する法律案は、国民主権の理念の明確化、国務大臣の数の変更、内閣総理大臣の指導性の明確化、内閣及び内閣総理大臣の補佐支援体制の強化等について、所要の改正を行おうとするものである。

内閣府設置法案は、内閣府の設置並びにその任務、所掌事務及び組織、特命担当大臣の設置、経済財政諮問会議等の新設等について所要の措置を講じようとするものである。

国家行政組織法の一部を改正する法律案は、国家行政組織の任務を基軸とする構成、政策の評価及び調整、副大臣、政務官の新設、官房及び局の数等について、所要の改正を行おうとするものである。

総務省設置法案、郵政事業庁設置法案、法務省設置法案、外務省設置法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置

**法案、国土交通省設置法案及び環境省設置法案**の11件の設置法案は、新たに各省庁の設置並びに任務及びそれを達成するために必要となる明確な範囲の所掌事務並びに各省庁に置かれる職、機関及び外局について定めようとするものである。

**中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案**は、総理府設置法等の廃止、審議会等の統廃合、内閣府及び各省に置かれる外局等に関する規定の整備等を行おうとするものである。

**独立行政法人通則法案**は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせるため、新たに独立行政法人の制度を設け、その運営の基本、その他の制度の基本となる共通の事項を定めようとするものである。

**独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**は、独立行政法人通則法の施行に伴う国家公務員法その他の関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

以上のうち、内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連17法律案は、21世紀の国家行政組織等の基本を定めるため、第142回国会において成立した中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化とそれを通じた政治主導の強化、府省の再編成と行政の整合性の確保、行政のスリム化並びに行政の透明化及び効率化を図ろうとするものである。

中央省庁等改革関連17法律案については、6月11日の本会議において、また、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案については、6月14日の本会議において、それぞれ、趣旨説明聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、18法律案を一括して議題とし、小淵内閣総理大臣を初め全閣僚の出席を求めて総括質疑を行うとともに、一般質疑を行ったほか、参考人からの意見聴取、公聴会並びに神奈川県及び大阪府での地方公聴会を行った。

委員会における質疑は、自治事務に対する国の是正要求により発生する地方公共団体の是正改善義務の是非、法定受託事務の定義とその抑制の必要性、地方事務官廃止の方向性の是非、分権における政令市の位置づけ、中核市等への事務権限委譲の促進、地方税財源の充実強化、地方行政体制の整備、再編後の省庁体制の在り方、国家公務員数25%削減の根拠とその達成方法、独立行政法人化の意義等、多岐にわたり熱心に行われた。

質疑を終局した後、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案については、日本共産党を代表して富樫理事より、自治事務に対する是正の要求の規定を削除する等を内容とする修正案が提出され、討論の後、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、12項目の附帯決議を付した。中央省庁等改革関連17法律案については、討論の後、いずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、中央省庁等改革関連17法律案の各法律案に対し、19項目の附帯決議を付した。

## (2) 委員会経過

### ○平成11年1月19日（火）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成11年6月14日（月）（第2回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
  - 内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）  
内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）  
国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）  
総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）  
郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）  
法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）  
外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）  
財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）  
文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）  
厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）  
農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）  
経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）  
国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）  
環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）  
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）  
独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）  
独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）
- 以上17案について太田総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

### ○平成11年6月15日（火）（第3回）

- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）について野田自治大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員虎島和夫君から説明を聴いた。
- 内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）  
内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）  
国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）  
総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）  
郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）  
法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）  
外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）

財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）  
文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）  
厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）  
農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）  
経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）  
国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）  
環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）  
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）  
独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）  
独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）  
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上18案について小淵内閣総理大臣、野田自治大臣、宮下厚生大臣、甘利労働大臣、堺屋経済企画庁長官、関谷国務大臣、有馬文部大臣、宮澤大蔵大臣、川崎運輸大臣、太田総務庁長官、野中内閣官房長官、野田郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年6月16日（水）（第4回）

- 内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）
  - 内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）
  - 国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）
  - 総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）
  - 郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）
  - 法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）
  - 外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）
  - 財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）
  - 文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）
  - 厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）
  - 農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）
  - 経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）
  - 国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）
  - 環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）
  - 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）
  - 独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）
  - 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）
  - 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上18案について小淵内閣総理大臣、高村外務大臣、太田総務庁長官、有馬文部大臣、宮澤大蔵大臣、宮下厚生大臣、関谷国務大臣、野田国務大臣、堺屋経済企画庁長官、与謝野通商産業大臣、野田郵政大臣、柳沢金融再生委員会委員長、甘利労働大臣、川崎運輸大臣、野呂田防衛庁長官、真鍋環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

#### ○平成11年6月28日（月）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）
  - 内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）
  - 国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）
  - 総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）
  - 郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）
  - 法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）
  - 外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）
  - 財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）
  - 文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）
  - 厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）
  - 農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）
  - 経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）
  - 国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）
  - 環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）
  - 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）
  - 独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）
  - 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）
  - 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上18案について小淵内閣総理大臣、野中国務大臣、有馬国務大臣、宮澤大蔵大臣、太田総務庁長官、宮下厚生大臣、野田自治大臣、堺屋経済企画庁長官、甘利労働大臣、高村外務大臣、陣内法務大臣、柳沢金融再生委員会委員長、野呂田防衛庁長官、政府委員及び参考人日本道路公団総裁緒方信一郎君に対し質疑を行った。

#### ○平成11年6月29日（火）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）
  - 内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）
  - 国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）
  - 総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）

郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）  
法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）  
外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）  
財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）  
文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）  
厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）  
農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）  
経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）  
国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）  
環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）  
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）  
独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）  
独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）  
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上18案について野中内閣官房長官、太田総務庁長官、宮澤大蔵大臣、有馬国務大臣、野田自治大臣、宮下厚生大臣、陣内法務大臣、高村外務大臣、甘利労働大臣、関谷国務大臣、川崎運輸大臣、中川農林水産大臣、真鍋環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年6月30日（水）（第7回）

- 内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）
  - 内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）
  - 国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）
  - 総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）
  - 郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）
  - 法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）
  - 外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）
  - 財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）
  - 文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）
  - 厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）
  - 農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）
  - 経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）
  - 国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）
  - 環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）
  - 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）
  - 独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上18案審査のため公聴会開会承認要求書を提出すること及び委員派遣を行うことを決定した。

以上18案について太田総務庁長官、中川農林水産大臣、真鍋環境庁長官、有馬文部大臣、野田自治大臣、宮澤大蔵大臣、野中内閣官房長官、川崎運輸大臣、宮下厚生大臣、甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

#### ○平成11年7月1日（木）（第8回）

○地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）について参考人地方分権推進委員会委員長諸井虔君、東京・生活者ネットワーク分権プロジェクト座長池田敦子君、関西学院大学経済学部教授林宜嗣君及び名古屋大学大学院法学研究科教授市橋克哉君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）

郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）

法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）

外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）

財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）

文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）

厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）

農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）

経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）

国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）

環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）

独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）

以上17案について参考人日本大学法学部教授八木俊道君、北海道大学法学部教授山口二郎君、獨協大学法学部教授右崎正博君及び慶應義塾大学商学部教授中条潮君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年7月2日（金）（第9回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
  - 内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）
    - 内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）
    - 国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）
    - 総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）
    - 郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）
    - 法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）
    - 外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）
    - 財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）
    - 文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）
    - 厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）
    - 農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）
    - 経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）
    - 国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）
    - 環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）
    - 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）
    - 独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）
    - 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）
    - 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）
- 以上18案について太田総務庁長官、野中内閣官房長官、野呂田防衛庁長官、野田自治大臣、宮下厚生大臣、有馬文部大臣、宮澤大蔵大臣、関谷国务大臣、真鍋環境庁長官、川崎運輸大臣、中川農林水産大臣、甘利労働大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成11年7月5日（月）（公聴会 第1回）

- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

横浜国立大学名誉教授	成田	頼明君
中央大学法学部教授	辻山	幸宣君
マッキンゼー・アンド・カンパニー・パートナー	上山	信一君
武蔵大学名誉教授	小沢	辰男君
- 内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）
  - 内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）
  - 国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）
  - 総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）
  - 郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）



法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）  
外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）  
財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）  
文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）  
厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）  
農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）  
経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）  
国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）  
環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）  
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）  
独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）  
独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）

以上17案について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

早稲田大学政治経済学部教授	片岡	寛光君
明治大学法学部教授	野上	修市君
名城大学都市情報学部教授	牛嶋	正君
名古屋経済大学法学部教授	榊原	秀訓君

#### ○平成11年7月7日（水）（第10回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）  
内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）  
国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）  
総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）  
郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）  
法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）  
外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）  
財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）  
文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）  
厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）  
農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）  
経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）  
国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）  
環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）  
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）  
独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）  
独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）

議院送付)

**地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案** (閣法第91号) (衆議院送付)

以上18案について小渕内閣総理大臣、堺屋経済企画庁長官、宮下厚生大臣、有馬国務大臣、甘利労働大臣、関谷建設大臣、太田総務庁長官、野田自治大臣、野中内閣官房長官、与謝野通商産業大臣、宮澤大蔵大臣、野田郵政大臣、真鍋環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年7月8日(木)(第11回)

○内閣法の一部を改正する法律案(閣法第96号)(衆議院送付)

内閣府設置法案(閣法第97号)(衆議院送付)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(閣法第98号)(衆議院送付)

総務省設置法案(閣法第99号)(衆議院送付)

郵政事業庁設置法案(閣法第100号)(衆議院送付)

法務省設置法案(閣法第101号)(衆議院送付)

外務省設置法案(閣法第102号)(衆議院送付)

財務省設置法案(閣法第103号)(衆議院送付)

文部科学省設置法案(閣法第104号)(衆議院送付)

厚生労働省設置法案(閣法第105号)(衆議院送付)

農林水産省設置法案(閣法第106号)(衆議院送付)

経済産業省設置法案(閣法第107号)(衆議院送付)

国土交通省設置法案(閣法第108号)(衆議院送付)

環境省設置法案(閣法第109号)(衆議院送付)

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案(閣法第110号)(衆議院送付)

独立行政法人通則法案(閣法第111号)(衆議院送付)

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第112号)(衆議院送付)

**地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案** (閣法第91号) (衆議院送付)

以上18案について小渕内閣総理大臣、野田自治大臣、関谷建設大臣、甘利労働大臣、宮澤大蔵大臣、宮下厚生大臣、太田総務庁長官、高村外務大臣、与謝野通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、野田郵政大臣、有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第91号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第91号)

賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○内閣法の一部を改正する法律案(閣法第96号)(衆議院送付)

内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）

郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）

法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）

外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）

財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）

文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）

厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）

農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）

経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）

国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）

環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）

独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）

以上17案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第96号）

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 民主、共産

（閣法第97号）

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 民主、共産

（閣法第98号）

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 民主、共産

（閣法第99号）

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 民主、共産

（閣法第100号）

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 民主、共産

（閣法第101号）

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 民主、共産

（閣法第102号）

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 民主、共産

(閣法第103号)

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院の一部、二連  
反対会派 民主、共産、参院の一部

(閣法第104号)

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 民主、共産

(閣法第105号)

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 民主、共産

(閣法第106号)

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 民主、共産

(閣法第107号)

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 民主、共産

(閣法第108号)

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 民主、共産

(閣法第109号)

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 民主、共産

(閣法第110号)

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院の一部、二連  
反対会派 民主、共産、参院の一部

(閣法第111号)

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 民主、共産

(閣法第112号)

賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 民主、共産

なお、17案について附帯決議を行った。

## ○平成11年8月13日（金）（第12回）

- 請願第274号外178件を審査した。
- 行財政改革・税制等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 成立議案の要旨・附帯決議

#### 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）

##### 【要 旨】

本法律案は、地方分権の推進を図るため、国は本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねること並びに地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにすることを基本とした国と地方の新しいシステムに転換するため、地方自治法をはじめとする関係法律475件を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 機関委任事務制度の廃止

- (1) 都道府県知事又は市町村長等を国の機関として国の事務を処理させる機関委任事務制度を廃止する。

これに伴い、地方公共団体に対する国の包括的な指揮監督権等、機関委任事務に係る根幹的な制度を定める地方自治法の所要の改正を行うとともに、個々の機関委任事務を定めている関係法律の改正を行い、地方公共団体が処理する事務を自治事務と法定受託事務に区分する。

- (2) 同制度の廃止に伴い、地方事務官制度を廃止することとし、地方事務官が従事することとされている事務については、厚生事務官及び労働事務官が行うこととし、これにより国の地方出先機関を再編する。

#### 2 国又は都道府県の地方公共団体への関与等

- (1) 地方自治法において、地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の基本原則、新たな事務区分ごとの関与の基本類型及び関与の手続きを定めるとともに、個々の法律における関与は基本類型に沿った必要最小限にとどめる。

- (2) 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に係る係争処理手続きを定めるとともに、国地方係争処理委員会を設置する等所要の改正を行う。

#### 3 権限の委譲

- (1) 国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に委譲するため、関係法律の所要の改正を行う。

- (2) 20万以上の人口規模を有する市を当該市からの申し出に基づき指定することにより、権限をまとめて委譲する特例市制度を創設する。

#### 4 必置規制の廃止又は緩和

地方公共団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化・効率化を進めるため、必置規制の廃止又は緩和を行う。

#### 5 地方行政体制の整備

- (1) 市町村合併の推進に関し、地域審議会の設置、地方債の特例措置等、市町村の合併の特例に関する法律について所要の改正を行う。

- (2) 地方議会について、議案提出要件及び修正動議提出要件の緩和を行い、議員の定数については、法律で定める上限の範囲内で条例で定めるものとする。

- (3) 中核市の指定要件のうち、人口50万未満の市に係る政令要件（昼夜間人口比率）を

削除する。

## 6 施行期日

これらの改正は、一部を除き平成12年4月1日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、次の3点の修正が行われている。

- 1 第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けないようにするとともに、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
- 2 地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員について、新たに厚生省社会保険関係共済組合を組織することとし、また、本法の施行日から7年間に限り、当該者の勤務地の所在する都道府県の職員団体に加入し、当該職員団体の役員として専ら従事することができるものとするとともに、政府は社会保険の事務処理の体制及びこれに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 【附 帯 決 議】

政府は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に当たっては、住民に身近な行政は地方公共団体に委ねるという本法の趣旨を広く実現するよう努めるとともに、特に次の諸点に留意し、その適用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 本法附則による法定受託事務の事務区分の見直しについては、地方分権の推進、地方自治の確立、住民自治の充実の観点に立って、適宜、適切にこれを行うこと。
- 一 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与について、今後、地方自治法に定める関与の基本原則、国・都道府県・市町村間の対等協力の原則に照らして検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

また、自治事務に対する是正の要求については、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、当該事務の処理が明らかに公益を侵害しており、かつ、地方公共団体が自らこれを是正せず、その結果、当該地方公共団体の運営が混乱・停滞し、著しい支障が生じている場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること。

なお、是正改善のための具体的な措置の内容は地方公共団体の裁量に委ねられているものであり、国はこの地方公共団体の判断を尊重すること。

自治事務に関わる国の直接執行についても、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、国民の利益を保護する緊急の必要があり、かつ、国がこれを行うことが不可欠である場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること。

- 一 既に発出している通達は、今回の改正の趣旨に則り適切に整理することとし、いわゆる通達行政が継続されることのないようにすること。
- 一 本法に定める係争処理のための第三者機関については、運営の中立性・公平性の確保に特に留意するとともに、その任務を遂行するために必要十分な事務処理体制を確立すること。

特に、自治紛争処理委員については、委員による運営の独立性を確保するとともに、

関係地方公共団体に対する審査のための証拠調べ等については、当該地方公共団体の負担の軽減に配慮すること。

一 本法の附則による地方税財源充実確保策の検討・措置については、地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小する観点から、国・地方を通じる税体系のあり方について抜本的な検討を行うこと。

また、各地域の実情に応じた事業を進めるため、国庫補助負担金のさらなる整理・合理化を早急に推進するとともに、存続する国庫補助負担金については、統合・メニュー化を一層推進し、運用・関与の改革を図ること。

一 自治体議会の議員定数の上限制限については、改正後の制度の運用状況を踏まえ、自治体議会の運営をできる限り自己責任のもとで行うという観点に立って、必要に応じ見直しを行うこと。

一 住民の意見を積極的に行政に反映させるため、住民投票制度など住民参加の方策について検討すること。

一 地方公共団体が地域における行政を一貫して自主的・自立的に企画、立案、調整ができるようにするため、市町村の自主性を尊重しつつ、市町村合併の一層の促進に努めること。

一 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関する政令による基準を定めるに当たっては、地方公共団体による地域の特性に応じた自主的、自立的なまちづくり、住民参加の促進等を妨げることのないよう特に配慮すること。

一 職業安定事務が国の直接執行になることに伴い、地方公共団体の雇用対策が支障をきたすことのないよう、相互の連絡調整の場を設けるなど、密接な連絡協力体制を整備すること。

また、地方事務官の身分切り替えに当たっては、職員の処遇等に十分に配慮すること。

一 行政書士制度に関する報酬規定の取扱いは、今後、他の公的資格制度の規制緩和と併せて、そのあり方について検討し、必要に応じ見直しを行うこと。

一 地方税財源の充実確保や権限の委譲など地方分権を一層推進する必要を踏まえ、地方分権推進法失効後の地方分権を推進する体制を検討すること。

右決議する。

## 内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）

### 【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、内閣が国民主権の理念にのっとりその職権を行うべき旨を明らかにするとともに、内閣機能の強化を図るため内閣総理大臣の内閣の重要政策に関する基本的な方針の発議権の明確化、国务大臣の数の見直し等所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 内閣は、国民主権の理念にのっとりその職権を行うことを明らかにする。

2 内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負うことを明らかにする。

3 内閣は、国会の指名に基づいて任命された首長たる内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国务大臣をもって、これを組織することを明らかにする。

- 4 国務大臣の数は14人以内とし、特別に必要な場合においては、3人を限度にその数を増加し、17人以内とすることができることとする。
- 5 内閣総理大臣が、閣議を主宰する場合において、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を発議することができることを明らかにする。
- 6 内閣官房の所掌事務に関する規定を整備する。
- 7 内閣官房副長官の任免は、天皇がこれを認証する。
- 8 内閣官房に、内閣官房副長官補3人を置く。
- 9 内閣官房に、内閣広報官1人を置く。
- 10 内閣官房に、内閣情報官1人を置く。
- 11 内閣総理大臣補佐官の数を、3人以内から5人以内に改める。
- 12 内閣総理大臣に附属する秘書官並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国务大臣に附属する秘書官の定数は、政令で定める。
- 13 内閣官房に置かれる職員に関する規定を整備する。
- 14 本法律は、別に法律で定める日から施行する。

#### 【内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連17法律案に対する附帯決議】

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 中央省庁の在り方については、国際情勢、環境や福祉などの国民の行政ニーズの変化等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、迅速かつ適確に政治主導で見直すものとする。
- 一 内閣府の総合調整機能は各省の上に立つものであるとともに、内閣官房の総合調整機能は内閣としての最高かつ最終のものであると位置付けた総合調整機能の運用を図ること。
- 一 内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。  
また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。
- 一 経済研究所については、内閣府のシンクタンクとしてその機能を十全に発揮できるよう、民間シンクタンク等の活用も含め、その拡充・強化を図ること。
- 一 府省再編の趣旨を踏まえ、「縦割り行政の弊害」の実質的解消を図るとともに、いわゆる「巨大官庁の弊害」の発生の防止に十全を期すること。
- 一 内閣府及び各省設置法の所掌事務規定は、内閣府及び各省の任務を達成するため必要となる所掌事務の明確な範囲を定めたものであることにかんがみ、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。
- 一 内閣府及び各省に置かれる分掌職は必要最小限とするとともに、その機能的かつ弾力的活用を図ること。
- 一 省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨として行うとともに、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。



- 一 公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状及び独占禁止法の厳正かつ公正な運用を確保することの重要性にかんがみ、中立性・独立性の維持に万全を期するとともに、その体制を充実・強化すること。
- 一 行政評価の実効性を確保するため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討を進めること。
- 一 国家公務員数の削減については、定員削減計画の策定等により、計画的かつ着実に進めることにより、25%削減目標の達成を期すること。  
また、その際雇用問題に十分配慮して対応すること。
- 一 独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成15年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。
- 一 独立行政法人の形態については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等を踏まえて、できる限り特定独立行政法人以外の法人とするよう努めること。
- 一 独立行政法人における情報公開制度については、特殊法人の情報公開法制と併せて速やかに検討し、結論を得て、必要な措置を講ずること。
- 一 特殊法人の整理合理化を積極的に推進すること。整理合理化の検討に当たっては、各特殊法人の業務の見直し等のほか、独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等その経営形態の選択及びその存廃を含めて行うこと。  
なお、検討に当たっては、第三者機関に提言を行わせることとし、政府はその提言を尊重するものとする。
- 一 独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等の実施に当たっては、職員の雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。  
特に、独立行政法人化対象事務・事業の決定、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第41条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。
- 一 中央省庁等改革関連法律の政令については、中央省庁等改革推進本部の顧問会議の意見を聴し、適宜国会に報告すること。
- 一 循環型社会への転換及び自然との共生を図る観点から、環境省の体制強化を図り、環境関係行政の統合一元化を積極的に進めること。
- 一 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組は、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。  
また、男女共同参画会議においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議に際し、人権教育・啓発の推進の観点にも留意すること。

右決議する。

## 内閣府設置法案（閣法第97号）

### 【要 旨】

本法律案は、内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣に内閣府を置く。
- 2 内閣府は、内閣官房を助け、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。
- 3 内閣府は、2に定めるもののほか、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、消費生活及び市民活動に係る施策を中心とした国民生活の安定及び向上、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、国の治安の確保、国の防衛を通じた国の安全の確保、金融の適切な機能の確保、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に係る施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。
- 4 2及び3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。
- 5 内閣府の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、内閣の重要な課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。また、内閣府は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国家行政組織法第1条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮しなければならない。
- 6 内閣府の長は、内閣総理大臣とし、内閣府に係る事項について内閣法にいう主任の大臣として事務を分担管理する。
- 7 内閣官房長官は、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて内閣府の事務を統括し、職員の服務について統督する。また、内閣官房副長官の職務について所要の規定を整備する。
- 8 内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて事務を掌理する国务大臣の特命担当大臣を置くことができる。沖縄・北方対策及び金融庁所管事項については、特命担当大臣を置く。
- 9 内閣府に、副大臣3人、政務官3人及び事務次官1人を置く。
- 10 本府に、内閣府審議官2人を置くとともに、官房及び局並びにこれらの所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置く。
- 11 本府に、重要政策に関する会議として、経済財政諮問会議及び総合科学技術会議を置くほか、本府に置かれる重要政策に関する会議は、中央防災会議及び男女共同参画会議とする。
- 12 本府に、国民生活審議会を置く。また、所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、審議会等を置くことができるとともに、別に法律の定めるところにより本府に置かれる審議会等は、原子力委員会、原子力安全委員会、地方制度調

査会、選挙制度審議会、衆議院議員選挙区画定審議会、国会等移転審議会及び情報公開審査会とする。

- 13 本府に、所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設及び作業施設を置くことができる。
- 14 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置くほか、本府に置かれる特別の機関は、高齢社会対策会議、中央交通安全対策会議、消費者保護会議及び国際平和協力本部とする。また、特に必要がある場合においては、所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。
- 15 地方支分部局として、本府に、沖縄総合事務局を置く。
- 16 宮内庁は、内閣府に置かれるものとする。
- 17 内閣府の外局として、委員会及び庁を置くことができることとし、その外局に適用される組織基準について必要な規定を置く。また、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、国家公安委員会、防衛庁、防衛施設庁及び金融庁とする。
- 18 内閣府本府及び法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている庁の内部部局として置かれる官房及び局の数は、省の内部部局として置かれる官房及び局の数と合わせて、96以内とする。
- 19 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

### 国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）

#### 【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、内閣機能の強化等と併せ、内閣の統轄の下に、行政機能の一体的な発揮を図るため、国家行政組織を任務を基軸として構成し、行政機関の政策について評価及び調整を図ることとするとともに、副大臣及び政務官の設置、官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職で局長に準ずるものの創設、実施庁の組織編成の弾力化等の所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 本法律は、内閣の統轄の下における行政機関で内閣府以外のもの（以下「国の行政機関」という。）の組織の基準を定め、もって国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。
- 2 国家行政組織は、内閣の統轄の下に、内閣府の組織とともに、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関の全体によって、系統的に構成されなければならないものとする。
- 3 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようしなければならない。内閣府との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。
- 4 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、

- 関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。
- 5 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。
  - 6 実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。
  - 7 各省に、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する副大臣を置く。
  - 8 各省の副大臣の定数を定める。副大臣が2人以上置かれた省においては、各副大臣の行う職務の範囲及び職務代行の順序については、その省の長である大臣の定めるところによる。
  - 9 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。
  - 10 各省に、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する政務官を置く。
  - 11 各省の政務官の定数を定める。各政務官の行う職務の範囲については、その省の長である大臣の定めるところによる。
  - 12 政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。政務官は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。
  - 13 秘書官の定数は、政令でこれを定める。
  - 14 各省には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。
  - 15 省の内部部局として置かれる官房及び局の数は、内閣府及び法律で国务大臣をもってその長に充てることと定められている庁の内部部局として置かれる官房及び局の数と合わせて、96以内とする。
  - 16 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

#### 総務省設置法案（閣法第99号）

#### 【要 旨】

本法律案は、総務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の

所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 総務省を設置する。
- 2 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の合理的かつ能率的な経営、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。
- 3 2の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。
- 4 総務省の長は、総務大臣とする。
- 5 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、行政機関の機構、定員及び運営に関する企画及び立案並びに調整に関する事務、各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う事務、各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行う事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができること等、総務大臣の勧告及び調査等について定める。
- 6 総務省に、総務審議官3人を置く。ただし、うち1人は、当分の間、置かれるものとする。
- 7 審議会等として、本省に、地方財政審議会及び郵政審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、国地方係争処理委員会及び電波監理審議会とする。
- 8 特別の機関として、本省に、中央選挙管理会を置くほか、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、日本学術会議とする。
- 9 地方支分部局として、本省に、管区行政評価局及び総合通信局を置くほか、当分の間、本省に、沖縄行政評価事務所及び沖縄総合通信事務所を置く。
- 10 外局
  - (1) 総務省に置かれる外局は、公正取引委員会、公害等調整委員会、郵政事業庁及び消防庁とする。
  - (2) 公正取引委員会、公害等調整委員会、郵政事業庁及び消防庁  
公正取引委員会については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）、公害等調整委員会については、公害等調整委員会設置法、郵政事業庁については、郵政事業庁設置法（これに基づく命令を含む。）、消防庁については、消防組織法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
- 11 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

### 【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

### 郵政事業庁設置法案（閣法第100号）

#### 【要 旨】

本法律案は、郵政事業庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 総務省の外局として、郵政事業庁を設置する。
- 2 郵政事業庁の長は、郵政事業庁長官とする。
- 3 郵政事業庁は、郵政事業を合理的かつ能率的に運営することを任務とする。
- 4 3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。
- 5 地方支分部局として、郵政事業庁に、地方郵政監察局、地方郵政局及び郵便局を置く。
- 6 郵政業務の監察を行わせるため、郵政監察官を置く。
- 7 郵政監察官は、郵政業務に対する犯罪につき、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。
- 8 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 9 郵政事業庁は、中央省庁等改革基本法第33条第1項に規定する郵政公社が設立された時に、廃止されるものとする。

### 【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

### 法務省設置法案（閣法第101号）

#### 【要 旨】

本法律案は、法務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法務省を設置する。
- 2 法務省の長は、法務大臣とする。
- 3 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に係りのある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。
- 4 3の任務を達成するために必要な所掌事務を定める。
- 5 審議会等として、別に法律で定めるところにより、検察官適格審査会及び中央更生保護審査会を置く。
- 6 施設等機関として、刑務所、少年刑務所及び拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院並びに入国者収容所を置く。
- 7 特別の機関として、別に法律で定めるところにより、検察庁を置く。
- 8 地方支分部局として、矯正管区、地方更生保護委員会、法務局及び地方法務局、地方入国管理局並びに保護観察所を置く。

- 9 外局として、別に法律で定めるところにより、司法試験管理委員会、公安審査委員会及び公安調査庁を置く。
- 10 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

### 外務省設置法案（閣法第102号）

#### 【要 旨】

本法律案は、外務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 外務省を設置する。
- 2 外務省の長は、外務大臣とする。
- 3 外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする。
- 4 3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。
- 5 外務省に、外務審議官2人及び儀典長1人を置く。
- 6 外務省に、在外公館を置く。
- 7 外務大臣は、外国において外務省の所掌事務の一部を遂行するため必要と認めるときは、名誉総領事又は名誉領事を任命し、これを所要の地に置く。
- 8 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

### 財務省設置法案（閣法第103号）

#### 【要 旨】

本法律案は、財務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 財務省を設置する。
- 2 財務省の長は、財務大臣とする。
- 3 財務省は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保並びに造幣事業及び印刷事業の健全な運営を図ることを任務とする。
- 4 3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。
- 5 財務省に、財務官1人を置く。
- 6 審議会等として、本省に、財政制度等審議会及び関税・外国為替等審議会を置く。
- 7 特別の機関として、本省に、造幣局及び印刷局を置く。
- 8 地方支分部局として、本省に、財務局及び税関を置くほか、当分の間、本省に、沖縄

地区税関を置く。

9 外局

(1) 財務省に、国税庁を置く。

(2) 国税庁

① 国税庁の長は、国税庁長官とする。

② 国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

③ ②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

④ 審議会等として、国税庁に国税審議会を置く。

⑤ 特別の機関として、国税庁に国税不服審判所を置く。

⑥ 地方支分部局として、国税庁に国税局を置くほか、当分の間、国税庁に沖縄国税事務所を置く。

10 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**【附 帯 決 議】**

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

**文部科学省設置法案（閣法第104号）**

**【要 旨】**

本法律案は、文部科学省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 文部科学省を設置する。

2 文部科学省の長は、文部科学大臣とする。

3 文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

4 3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

5 文部科学省に、文部科学審議官2人を置く。

6 審議会等として、本省に、科学技術・学術審議会及び宇宙開発委員会を置くほか、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、放射線審議会とする。

7 施設等機関として、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、国立学校とする。

8 特別の機関として、本省に、日本学士院を置くほか、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、地震調査研究推進本部及び日本ユネスコ国内委員会とする。

9 地方支分部局として、文部科学省に、原子力事務所を置く。

10 外局

(1) 文部科学省に、文化庁を置く。

(2) 文化庁

① 文化庁の長は、文化庁長官とする。

② 文化庁は、文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教に関する行



政事務を適切に行うことを任務とする。

③ ②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

④ 審議会等として、文化庁に、文化審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより文化庁に置かれるものは、宗教法人審議会とする。

⑤ 特別の機関として、文化庁に、日本芸術院を置く。

11 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

### 厚生労働省設置法案（閣法第105号）

#### 【要 旨】

本法律案は、厚生労働省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 厚生労働省を設置する。

2 厚生労働省の長は、厚生労働大臣とする。

3 厚生労働省は、国民生活の保障及び向上を図り、並びに経済の発展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図るほか、引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うことを任務とする。

4 3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

5 厚生労働省に、厚生労働審議官1人を置く。

6 審議会等として、本省に、社会保障審議会、厚生科学審議会、労働政策審議会、医道審議会及び薬事・食品衛生審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、中央最低賃金審議会、労働保険審査会、中央社会保険医療協議会及び社会保険審査会とする。

7 施設等機関として、本省に、検疫所、国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターを置く。

8 地方支分部局として、本省に、地方厚生局及び都道府県労働局を置く。

9 厚生労働省に、外局として、社会保険庁を置くほか、厚生労働省に置かれる外局は、中央労働委員会とする。

#### (1) 社会保険庁

① 社会保険庁の長は、社会保険庁長官とする。

② 社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

③ ②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

④ 社会保険庁に、地方支分部局として、政令で定める数の範囲内において、地方社会保険事務局を置く。

#### (2) 中央労働委員会

中央労働委員会については、労働組合法、労働関係調整法及び国営企業労働関係法並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

10 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

### 農林水産省設置法案（閣法第106号）

#### 【要 旨】

本法律案は、農林水産省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林水産省を設置する。
- 2 農林水産省の長は、農林水産大臣とする。
- 3 農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理を図ることを任務とする。
- 4 3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。
- 5 農林水産省に、農林水産審議官1人を置く。
- 6 審議会等として、本省に、農業資材審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、食料・農業・農村政策審議会、獣医事審議会及び農林漁業保険審査会とする。
- 7 施設等機関として、本省に、植物防疫所、動物検疫所及び那覇植物防疫事務所を置く。
- 8 特別の機関として、本省に、農林水産技術会議を置く。
- 9 地方支分部局として、本省に、地方農政局及び北海道統計情報事務所を置く。
- 10 外局
  - (1) 農林水産省に、食糧庁、林野庁及び水産庁を置く。
  - (2) 食糧庁
    - ① 食糧庁の長は、食糧庁長官とする。
    - ② 食糧庁は、主要食糧の需給及び価格の安定並びに主要食糧を主な原料とする飲食物品の安定供給の確保を図ることを任務とする。
    - ③ ②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。
    - ④ 地方支分部局として、食糧庁に、食糧事務所を置く。
  - (3) 林野庁
    - ① 林野庁の長は、林野庁長官とする。
    - ② 林野庁は、森林の保続培養、林産物の安定供給の確保、林業の発展、林業者の福祉の増進及び国有林野事業の適切な運営を図ることを任務とする。
    - ③ ②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。
    - ④ 別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で林野庁に置かれるものは、林政審議会とする。
    - ⑤ 地方支分部局として、林野庁に、森林管理局を置く。

#### (4) 水産庁

- ① 水産庁の長は、水産庁長官とする。
- ② 水産庁は、水産資源の適切な保存及び管理、水産物の安定供給の確保、水産業の発展並びに漁業者の福祉の増進を図ることを任務とする。
- ③ ②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。
- ④ 別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で水産庁に置かれるものは、沿岸漁業等振興審議会とする。
- ⑤ 特別の機関として、漁業法の規定により置かれる瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会は、水産庁に置く。
- ⑥ 地方支分部局として、水産庁に、漁業調整事務所を置く。

11 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

#### 経済産業省設置法案（閣法第107号）

#### 【要 旨】

本法律案は、経済産業省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 経済産業省を設置する。
- 2 経済産業省の長は、経済産業大臣とする。
- 3 経済産業省は、民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を図ることを任務とする。
- 4 3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。
- 5 経済産業省に、経済産業審議官1人を置く。
- 6 審議会等として、本省に産業構造審議会及び消費経済審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、日本工業標準調査会及び計量行政審議会とする。
- 7 別に法律で定めるところにより、施設等機関で本省に置かれるものは、計量教習所とする。
- 8 地方支分部局として、経済産業局を置く。
- 9 外局
  - (1) 経済産業省に、資源エネルギー庁及び特許庁を置くほか、経済産業省に置かれる外局は、中小企業庁とする。
  - (2) 資源エネルギー庁
    - ① 資源エネルギー庁の長は、資源エネルギー庁長官とする。
    - ② 資源エネルギー庁は、鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進を図ること並びに産業保安を確保することを任務

とする。

③ ②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

④ 資源エネルギー庁に、総合資源エネルギー調査会を置くほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で資源エネルギー庁に置かれるものは、石炭鉱業審議会とする。

⑤ 特別の機関として、資源エネルギー庁に、原子力安全・保安院を置く。

(3) 特許庁

① 特許庁の長は、特許庁長官とする。

② 特許庁は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する事務を行うことを通じて、経済及び産業の発展を図ることを任務とする。

③ ②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

(4) 中小企業庁

中小企業庁については、中小企業庁設置法の定めるところによる。

10 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

### 国土交通省設置法案（閣法第108号）

#### 【要 旨】

本法律案は、国土交通省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 国土交通省を設置する。

2 国土交通省の長は、国土交通大臣とする。

3 国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

4 3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

5 国土交通省に、技監1人及び国土交通審議官3人を置く。ただし、国土交通審議官のうち1人は、当分の間、置かれるものとする。

6 審議会等として、本省に、国土審議会、社会資本整備審議会、交通政策審議会及び運輸審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、中央建設工事紛争審査会、中央建設業審議会、土地鑑定委員会、国土開発幹線自動車道建設会議、中央建築士審査会及び航空事故調査委員会とする。また、平成16年3月31日までの間、奄美群島振興開発審議会及び小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。

7 特別の機関として、本省に、国土地理院を置くほか、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、小笠原総合事務所とする。

8 地方支分部局として、本省に、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局及び航空交通管制部を置く。

9 外局

(1) 国土交通省に、船員労働委員会、気象庁、海上保安庁及び海難審判庁を置く。

(2) 船員労働委員会

① 船員労働委員会は、船員が団結することを擁護し、労働関係の公正な調整を図り、及び船員の労働環境の改善、福利厚生の実、職業の安定その他船員の保護を図ることを任務とする。

② ①の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

(3) 気象庁

① 気象庁の長は、気象庁長官とする。

② 気象庁は、気象業務の健全な発達を図ることを任務とする。

③ ②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

④ 地方支分部局として、気象庁に、管区气象台及び海洋气象台を置くほか、当分の間、沖縄气象台を置く。

(4) 海上保安庁及び海難審判庁

海上保安庁については、海上保安庁法（これに基づく命令を含む。）、海難審判庁については、海難審判法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

10 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

#### 環境省設置法案（閣法第109号）

#### 【要 旨】

本法律案は、環境省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 環境省を設置する。

2 環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）を図ることを任務とする。

3 2の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

4 環境省の長は、環境大臣とする。

5 環境大臣は、環境の保全に関する基本的な政策の推進のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、環境の保全に関する基本的な政策に関する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

6 審議会等として、別に法律で定めるところにより環境省に置かれるものは、中央環境審議会及び公害健康被害補償不服審査会とする。

7 特別の機関として、別に法律で定めるところにより環境省に置かれるものは、公害対策会議とする。

8 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

## 【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）

## 【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、国の行政組織関係法律に関し、総理府設置法等の廃止、審議会等の統廃合、内閣府及び各省に置かれる外局等に関する規定の整備等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 総理府設置法等の各府省等設置法を廃止する。
- 2 各省に副大臣、政務官を置くこと等に伴い、国家公務員法等関係法律について、所要の改正を行う。
- 3 内閣府に置かれる機関等に関し、次のような措置を講ずるため、関係法律について、所要の改正を行う。
  - (1) 国家公安委員会の任務を「国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持すること」とし、その任務を達成するための国家公安委員会の所掌事務についての規定等に関する整備を行うため、警察法について、所要の改正を行う。
  - (2) 防衛庁に関し、契約本部の設置等についての規定に関する整備を行うため、防衛庁設置法について、所要の改正を行う。
  - (3) 金融監督庁を改組して金融庁を設置すること、金融庁の任務及び所掌事務に関する規定等について必要な整備を行うことなど、金融再生委員会設置法について、所要の改正を行う。
  - (4) 宮内庁法について、所要の改正を行う。
  - (5) 内閣府に置かれる基本政策に関する会議及び特別の機関について、災害対策基本法等について、所要の規定の整理を行う。
- 4 国家行政組織法の改正により、国の行政機関が、任務を機軸とし、これを達成するために必要な所掌事務を有するものとされたこと等に伴い、公正取引委員会等各省に置かれる外局について、任務規定の追加、所掌事務規定の見直し、権限規定の削除等を行うため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法律について、所要の改正を行う。
- 5 審議会等の統廃合に伴い、廃止された審議会等の設置に関する規定の削除、審議会等の組織、所掌事務等に関する規定の整理を行うとともに、内閣府及び各省の設置等に伴う審議会等の組織に関する規定の整理を行うため、選挙制度審議会設置法等関係法律について、所要の改正を行う。
- 6 各省設置法の施行に伴い、各省に置かれる特別の機関、施設等機関について、設置規定の整理等を行う等、関係法律について、所要の改正を行う。
- 7 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日等から施行する。

## 【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

### 独立行政法人通則法案（閣法第111号）

#### 【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人の制度を設け、その運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 本法律及び個別法の定めるところにより設立される法人を「独立行政法人」とし、独立行政法人のうち、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものを「特定独立行政法人」とする。
- 2 各独立行政法人の名称及び目的は、個別法で定める。
- 3 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。
- 4 独立行政法人の主務省に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会を置く。
- 5 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長1人及び監事を置くとともに、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができ、法人の長は、当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者その他当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者のうちから、主務大臣が任命する。
- 6 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。
- 7 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。
- 8 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。
- 9 主務大臣は、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。
- 10 独立行政法人は、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、主務大臣の認可を受ける。独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。
- 11 独立行政法人は、各事業年度における業務の実績について、独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならない。主務大臣は、中期目標の期間の終了時に、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性等その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その

結果に基づき、所要の措置を講ずる。

- 12 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則による。
- 13 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。
- 14 特定独立行政法人の役員に対する報酬等及び職員の給与については、その業績、能率等が考慮されるものでなければならず、その支給基準は主務大臣に届け出られるとともに、公表されなければならない。
- 15 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。
- 16 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常勤職員の数を主務大臣に報告しなければならない。政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。
- 17 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならず、その支給基準は主務大臣に届け出られるとともに、公表されなければならない。
- 18 主務大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人に対して報告をさせ、又は立入検査をすることができるほか、独立行政法人に対し違法行為の是正等につき必要な措置を講ずることを求めることができる。
- 19 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。
- 20 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

#### 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）

##### 【要 旨】

本法律案は、独立行政法人通則法の施行に伴い、国家公務員法その他の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国家公務員法について、同法に定める特別職の職に特定独立行政法人の役員を加えること等所要の改正を行う。
- 2 国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法について、独立行政法人の役員及び職員にこれらの法律の規定を適用することとし、所要の規定の整備を行う。
- 3 国営企業労働関係法について、特定独立行政法人及びその職員に同法の規定を適用することとし、法律の題名を国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律に改めるとともに、同法、労働関係調整法及び労働組合法について所要の規定の整備を行う。
- 4 所得税法、法人税法、印紙税法、登録免許税法、消費税法及び地方税法について、一定の独立行政法人を非課税法人とする等所要の改正を行う。
- 5 最高裁判所裁判官国民審査法、政治資金規正法、一般職の職員の給与に関する法律、



公職選挙法、行政書士法、国家公務員災害補償法、国家公務員退職手当法、地方財政再建促進特別措置法、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律、国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律、国有財産法、国家公務員宿舎法、社会保険労務士法、児童手当法、勤労者財産形成促進法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等について、所要の規定の整備等を行う。

6 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、一部の改正規定については、別に法律で定める日から施行する。

#### **【附 帯 決 議】**

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案 (18件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
91	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案	衆	11. 3.29	11. 6.14	11. 7. 8 可決 附帯決議	11. 7. 8 可決	11. 5.13 行政改革 特委	11. 6.10 修正 附帯決議	11. 6.11 修正
			○11. 6.14 参本会議趣旨説明			11. 5.13 衆本会議趣旨説明			
96	内閣法の一部を改正する法律案	衆	4. 28	6. 11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5. 18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明			11. 5.18 衆本会議趣旨説明			
97	内閣府設置法案	衆	4. 28	6. 11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5. 18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明			○11. 5.18 衆本会議趣旨説明			
98	国家行政組織法の一部を改正する法律案	衆	4. 28	6. 11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5. 18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明			○11. 5.18 衆本会議趣旨説明			
99	総務省設置法案	衆	4. 28	6. 11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5. 18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明			○11. 5.18 衆本会議趣旨説明			
100	郵政事業庁設置法案	衆	4. 28	6. 11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5. 18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明			○11. 5.18 衆本会議趣旨説明			
101	法務省設置法案	衆	4. 28	6. 11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5. 18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明			○11. 5.18 衆本会議趣旨説明			
102	外務省設置法案	衆	4. 28	6. 11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5. 18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明			○11. 5.18 衆本会議趣旨説明			
103	財務省設置法案	衆	4. 28	6. 11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5. 18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明			○11. 5.18 衆本会議趣旨説明			
104	文部科学省設置法案	衆	4. 28	6. 11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5. 18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明			○11. 5.18 衆本会議趣旨説明			

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
105	厚生労働省設置法案	衆	11. 4. 28	11. 6. 11	11. 7. 8 可決 附帯決議	11. 7. 8 可決	11. 5. 18 行政改革 特委	11. 6. 9 可決 附帯決議	11. 6. 10 可決
			○11. 6. 11 参本会議趣旨説明			○11. 5. 18 衆本会議趣旨説明			
106	農林水産省設置法案	〃	4. 28	6. 11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5. 18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○11. 6. 11 参本会議趣旨説明			○11. 5. 18 衆本会議趣旨説明			
107	経済産業省設置法案	〃	4. 28	6. 11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5. 18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○11. 6. 11 参本会議趣旨説明			○11. 5. 18 衆本会議趣旨説明			
108	国土交通省設置法案	〃	4. 28	6. 11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5. 18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○11. 6. 11 参本会議趣旨説明			○11. 5. 18 衆本会議趣旨説明			
109	環境省設置法案	〃	4. 28	6. 11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5. 18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○11. 6. 11 参本会議趣旨説明			○11. 5. 18 衆本会議趣旨説明			
110	中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案	〃	4. 28	6. 11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5. 18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○11. 6. 11 参本会議趣旨説明			○11. 5. 18 衆本会議趣旨説明			
111	独立行政法人通則法案	〃	4. 28	6. 11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5. 18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○11. 6. 11 参本会議趣旨説明			○11. 5. 18 衆本会議趣旨説明			
112	独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	〃	4. 28	6. 11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5. 18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○11. 6. 11 参本会議趣旨説明			○11. 5. 18 衆本会議趣旨説明			